

婚姻届

令和 4 年 9 月 9 日 届出

在ベトナム日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日	第 号					
送付 令和 年 月 日	第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知



証人	
署名 (※押印は任意)	田中 一郎 印 富士 直樹 印
生年月日	昭和 31 年 5 月 23 日 昭和 33 年 3 月 9 日
住所	北海道札幌市中央区富士宮町 5丁目12番3号 埼玉県上尾市上本郷町 376番地7
本籍	東京都千代田区平河町 2丁目10番 千葉県松戸市川北町 2丁目33番 12

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したもとしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- 夫□、妻□に当てはまると思うものに夫☑、妻☑のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書を送って出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名(※押印は任意)してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書3通(新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通(新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	たなか じゅんいち 氏名 田中 純一	ふじ ゆみこ 氏名 富士 由美子
生年月日	平成 元 年 1 月 1 日	平成 3 年 1 月 12 日
(2) 住所	ベトナム社会主義共和国ハノイ市 パティン区リュウサイ通り29番 同左	
(3) 本籍	世帯主の氏名	世帯主の氏名
	田中 純一	田中 純一
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父	父
	田中 一郎	富士 直樹
(5) 同居を始めたとき	母	母
	純子	純子
(6) 初婚・再婚の別	養父	養父
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	養母	養母
(8) 夫婦の職業	夫の氏	妻の氏
	田中 純一	富士 由美子